

部会名 福祉部会

政策提言名：市民参加による地域福祉サービスに関する規制緩和

市民参加による有償の地域福祉サービス提供の阻害要因となっている既成の法律・制度（e x：道路運送法、道路交通法、法人税法等）の内容及び運用を見直し地域の住民生活の実態と合わせる。

## 現状と問題点

地域福祉サービスの分野では、地域に根ざした住民組織やN P Oが、主要な役割を果たし、時には公共サービスを補完したり代替したりしている。しかし、国や自治体は、民間事業者サービス企業を含めた競争原理や事業者を対象とした規制を、この地域福祉の領域にも適用することによって、身近な住民同士の助け合いやコミュニティづくり、市民自治の土台を切り崩している。

移動サービスはその最たるものである。有償であるがゆえにバス・タクシーを規定する道路運送法に位置付けられた。その実態は、サービス提供にかかるガソリン代等の実費にわずかな運転者の謝礼を加えたボランタリーな活動が多いにも関わらず、バス・タクシーに準ずる要件を課され、バス・タクシーを交えた「運営協議会」によって、「必要性」を吟味されたり、国の基準以上のローカルルールを上乗せされたりしている。この活動に使用する車両の自動車税、法人税、駐車禁止除外を規定する道路交通法など関連する法制度もまた、こうした活動を後押しする方向にはない。

また、従来の移動支援の施策が厚生・運輸・文部等に分かれて縦割りに実施されていたり、硬直した運用であるために、生活の現場では非効率でニーズに合わないケースや、問題解決に関して住民組織やN P Oの参加を阻害している実態がある。従来の制度適用の見直しや規制緩和によって、住民組織やN P Oに、経済面や労力面で過剰な負担を強いることのない助け合いの共生社会を作ることが求められている。

## 具体的内容

### 事業概要：市民が参画する地域福祉サービスに関する規制緩和の促進事業

#### 市民が参画する地域福祉サービスを盛り込んだ、地域計画策定促進事業

- たとえば、地域住民が自ら自家用車を提供したり、自治体所有の福祉車両を運転することなどで、地域内の移動のニーズに対応することを手段に盛り込んだ地域福祉交通計画の策定を支援する事業。会議開催や調査費用、専門家の派遣などの支援を行うまた、その提供に一定期間責任を負う（モデル事業）。

#### 市民が参画する地域福祉サービスについての規制緩和適用事業

- 上記計画の対象としたサービスに関しては、既存の事業に関する許認可手続きをとらず、届け出等の簡易な手続きによって自治体がその実施を認めることとする。
- あわせて、既存の法制度で阻害要因となる許認可手続きを洗い出し、権限の移譲・見直しを行う所管省庁や自治体等による認定会議を行う。

#### 規制緩和に関する実態評価事業

- 現在の道路運送法、道路交通法、法人税法等により住民組織やN P Oの活動が阻害されている実態を調査し対応策を提言する。また、地域福祉交通計画の策定や、福祉移動手段の提供のモデル事業のビフォア、アフターの調査、評価を実施する。

## 期待される効果等

1. 地域資源の活用による活力のある共生社会の創造  
地域の問題を考える輪の中に市民自らの参加を促進し、助け・助けられる「福祉のある優しい“我がまち”づくり」を推進できる。
2. 増加傾向にある移動困難者の移動ニーズを受け止める体制作りが促進される。
3. 地域住民の移動の自由と権利の意識を高め、共生社会の一員であることの参加を促す効果。

## 必要な予算額・条件等(単位：百万円)

### ・市民が参画する地域福祉サービスを盛り込んだ、地域計画策定促進事業

市町村ベースの自治体当たり 3 百万円程、初年度は 10 自治体程度を目標に実施、追って増やしていく。

### ・市民が参画する地域福祉サービスについての規制緩和適用事業

規制緩和を提案する自治体の出席を得て開催する認定会議費用として

1 回 50 万円（旅費）×4 回程度 = 2 百万円

### ・規制緩和に関する実態評価事業

調査及び対策検討委員会の開催費用および、全国の実態調査と取りまとめ作業費用として

10 百万円程

政策提言の責任者 [メールアドレス] [info@zenkoku-ido.net](mailto:info@zenkoku-ido.net)

[所属団体・役職・氏名]

移動サービスネットワーク

理事長・中根 裕

(全国移動ネット)

[電話番号] 03-3706-0626 (全国移動ネット)